

京都大学若手人材海外派遣事業 スーパージョン万プログラム
研究者派遣プログラム

成果報告書

提出日：平成 27 年 10 月 13 日

1. 渡航者			
氏名	島田 裕子	採択年度	平成 26 年度
部局	法学研究科	電話	
職名	准教授	メール	
研究課題名	労働契約内容の公平性確保のための法的規制		
海外渡航期間	平成 26 年 8 月 31 日～ 平成 28 年 8 月 30 日		
2. 渡航に関する情報			
渡航先	国名：ドイツ連邦共和国 大学等研究機関名：ゲオルク＝アウグスト大学（ゲッティンゲン大学） 研究室名等：労働法研究所 受入研究者名：Rüdiger Krause 教授		
渡航期間中の出張	出張先：ウィーン、ウィーン大学・ザルツブルク、ザルツブルク大学 目的：日墺比較法セミナーへの参加及び資料調査 期間：平成 26 年 9 月 7 日～19 日 出張先：ベルリン、ベルリン自由大学 目的：Hans Bröcker 財団労働法社会法フォーラムへの参加及び資料調査 期間：平成 27 年 3 月 4 日～13 日		
<p>（渡航期間中に一時帰国や学会参加等の目的で短期の出張があった場合、その目的、行き先、期間を報告して下さい。）</p> <p>※複数回に渡る場合、適宜行を追加して下さい。</p>			

3. ジョン万プログラムによる成果

以下の項目について、渡航期間中の成果、または今後見込まれる成果を具体的にお書き下さい。ページ数については増加してもかまいません。

<p>国際共著論文の執筆</p> <p>(論文の題名、雑誌名、共著者名、刊行予定等)</p>	<p>共著論文ではないが、受入研究者である Rüdiger Krause 教授の講演原稿を日本語に翻訳し、日本の学術雑誌に掲載する旨の快諾を得ている。Rüdiger Krause 「労働者の誠実義務・基本権・公益」(タイトルは仮、掲載誌未定)。</p>
<p>更なる外部資金獲得に繋がる国際共同研究の立上げ/実施</p> <p>(国際共同研究の内容、実施計画、応募予定の外部研究資金等)</p>	<p>ジョン万プログラムによる支援期間中に、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団の支援プログラムに応募し、奨学研究員に採択された(支援期間は、平成 27 年 5 月 1 日～平成 28 年 8 月 30 日 支援期間開始と同時にジョン万プログラムによる支援が終了した)。この奨学研究員プログラムは、ドイツ及び諸外国間の国際共同研究を目的としたものであり、ドイツのみならず、世界中の研究者が互いに交流し、意見交換をする機会を年に数回設けている。このプログラムを通じて、更なる外部資金獲得に繋がる国際ネットワークが構築できるものと考えている。</p>
<p>国際研究ネットワークの新規構築/深化</p> <p>(参加した学会やその他の学術・交流組織、そこから構築/深化した研究ネットワークの内容等)</p>	<p>参加した学会・研究会</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日澳比較法セミナー (年一回)2. Göttinger Forum zum Arbeitsrecht (年一回)3. Göttingen Conference on Labour Standards in International Economic Law4. Hans-Bröcker-Forum zum Arbeits- und Sozialrecht <p>これらの学会に参加した各大学の教員及びドイツの組合関係者と交流を深めた。また、受入機関であるゲッティンゲン大学は、ドイツのみならず、全世界に指導的な研究者を多数輩出している。在外研究中、ゲッティンゲン大学で研究する同世代の研究者との交流を通じて、今後の国際研究ネットワークの構築のための下地をつくることができたと考えている。とりわけ、ゲッティンゲン大学において在外研究を行っていた台湾交通大学の Yu-Fan Chiu 博士とは、日本と台湾、ドイツの組合法制度やストライキに関する法的規制について定期的に意見交流を行ってきた。帰国後も、定期的に共同研究をする旨合意している。</p>

<p>在外研究経験 による研鑽</p> <p>(渡航先機関で得た 研究の展開方法、研究 室の運営方法、教育方 針・人材育成方法等)</p>	<p>これまで、日本においてドイツ法研究を行ってきたが、実際にドイツに住んでみて、理解し、また得るものは大きかった。ドイツの社会や、人々のものの考え方など、どのような社会においてドイツ法が機能しているのかを垣間見ることができた。さらに、ドイツの労働法研究者と各組合や使用者団体とのつながりについても、ドイツの文献研究をする上で知っておかなければならない知識であるが、この在外研究を通じてそのような強いつながりが存在することを知ることができた。さらに、ヨーロッパ法のドイツ労働法学会における影響の大きさや、逆に、ドイツ労働法のヨーロッパ法におけるプレゼンスの程度についても、知識を得ることができ、今後の日本におけるドイツ法比較研究という手法の意義について、改めて深く考えるきっかけとなった。</p>
<p>フィールド研究 の進展</p> <p>(渡航先国で実施した 実地調査や文献調査 等の内容)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査 ドイツの労働条件の内容規制に関して、ゲッティンゲン大学及びその他の大学において資料調査を行い、今後の研究の進展に有用な資料を得た。また、ギールケやジンツハイマーといった、ドイツにおける戦前の労働法研究も、現在のドイツ法を理解する上で重要となるが、これについても資料調査を行った。 2. 研究者や実務家へのインタビュー調査 受入教員である Rüdiger Krause 教授、及び参加したセミナーや研究会で出会った組合関係者に対して、ドイツ労働法におけるヨーロッパ法の影響や、ドイツ労働法の国際的なプレゼンスについてインタビューを行った。